

とよしんについて



総代会

総代会の仕組み

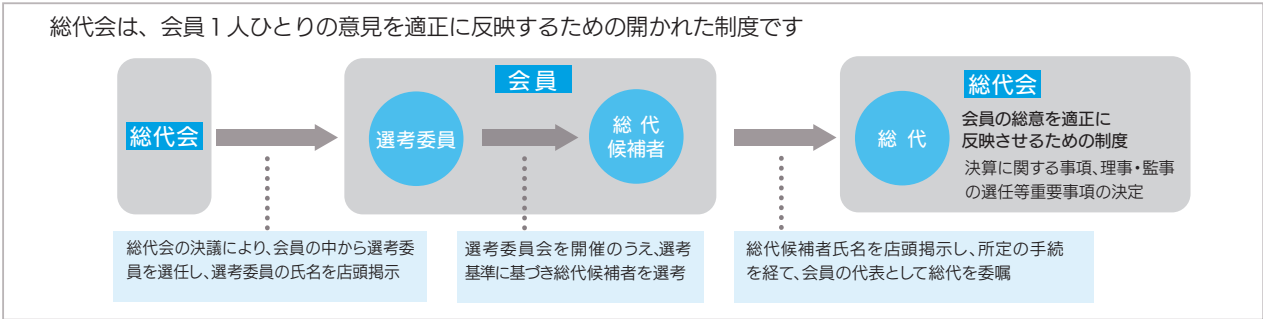
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することとなります。

しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに選任された総代候補者選考委員の選考に基づき、会員の中から適正な手続きを経て委嘱を受けた総代によって運営されております。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や総代懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営施策に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は、3年です。
 - 総代の定数は、100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
- なお、令和8年3月31日現在の総代総数は123人で、会員数は35,833人です。

総代の選任方法

- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
- そこで、総代の選考は、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を総代会にて選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者（注）を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

（注）総代候補者選考基準
① 資格要件 … 当金庫の会員であること
② 適格要件 … 総代として相応しい見識を有していること 等

第84期通常総代会の決議事項

令和8年6月17日に開催されました第84期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり可決承認されました。

- 報告事項 第84期業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件
第3号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件
第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
第5号議案 定款第15条に基づく会員除名の件

総代の氏名

（氏名の後の数字は総代への就任回数）

（敬称略、50音順）

第1区	24名	朝倉能守⑦ 紅林ビル株式会社 代表取締役 紅林友昭 ⑤ 佐藤元英⑦ 豊橋建設工業株式会社 代表取締役 河合正純⑤ 早川直宏⑤ 本多孝充③ マルキチ商事有限公司 代表取締役 鈴木克典⑤ 山田安郎⑤	内田圭介② 医療法人財団医正会 理事長 北澤 浩③ 白井里奈① 中神秀俊① 福井ファイバーテック株式会社 代表取締役 福井英輔③ 前田ファーム有限公司 代表取締役 前田治喜⑤ 水梨潤一③ 株式会社ワイエムジュー 代表取締役 山本祐一郎⑩
-----	-----	--	---

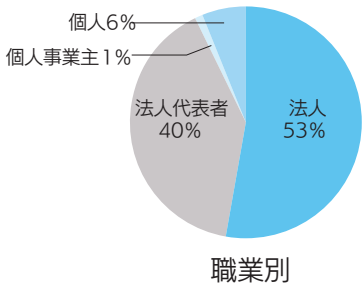
第2区	20名	青山建設株式会社 代表取締役 青山泰三⑫ 及部充彦⑤ 医療法人光生会 理事長 市川朝洋⑤ 株式会社大建 代表取締役 森田桂史③ 平中電気株式会社 代表取締役 西川竹雄⑩ 松井孝悦① 丸地正直④	今泉仁志⑥ 栗村陽二① 学校法人桜丘学園 理事長 満田康一③ 豊橋倉庫株式会社 代表取締役 石川 誠② 学校法人藤ノ花学園 理事長 伊藤晴康⑥ 松井忠博① 株式会社向山 代表取締役 石川孝太郎⑭	榎島弘光② 株式会社経真 代表取締役 浅倉伸治⑤ 白井健太郎① 西島株式会社 代表取締役 西島 豊⑦ 藤本陽介③ 松岡電気工事株式会社 代表取締役 松岡英吉⑫
-----	-----	--	---	--

第3区	19名	青木宏将③ 仲和ディーゼル株式会社 代表取締役 可兒真啓⑨ 常友防災株式会社 代表取締役 荒木誠二⑫ 林 修平① 株式会社松谷建設 代表取締役 松谷英世⑥ 社会医療法人明陽会 理事長 成田 真② 山本俊輔⑥	朝河幹陽① 神野臨海株式会社 代表取締役 都築幹典⑫ 戸田美沙① 株式会社紅久 代表取締役 三浦裕司⑭ 株式会社水野富久男商店 代表取締役 水野克一郎⑤ 安田智好①	向和リース株式会社 代表取締役 長田義則⑤ 柘植 学④ トヨネン株式会社 代表取締役 福井 敬⑥ 株式会社ボンとらや 代表取締役 佐藤昌也⑪ 村上孝英④ 安田直樹①
-----	-----	---	---	---

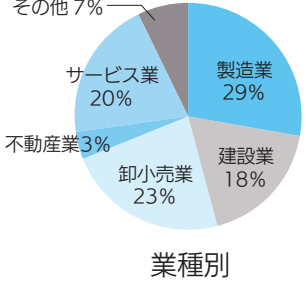
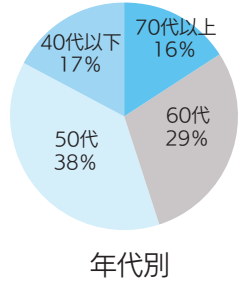
第4区	29名	石黒 功③ 小川久広⑦ 岸上清史⑧ 株式会社西郷商店 代表取締役 西郷道雄⑫ 鈴木保太③ 東海興業株式会社 代表取締役 河合秀典② 古橋雄太郎③ 水野晴康⑤ 安田弦矢② コタカコーポレーション株式会社 代表取締役 大塩啓太郎⑤	石田勝尚④ 株式会社オノコム 代表取締役 小野達朗② 向坂友一④ 佐藤出版株式会社 代表取締役 佐藤幸夫⑩ 学校法人高倉学園 理事長 高倉嘉男④ 永井隆寛① 別所源太郎① 光部電業有限公司 代表取締役 光部和也⑥ 柳瀬秀昭③ 渡邊機開工業株式会社 代表取締役 渡邊英一郎⑩	小笠原建設興業株式会社 代表取締役 小笠原 良⑦ 神谷具佑③ 医療法人羔羊会弥生病院 理事長 渡辺嘉郎⑧ 皿井喜清③ 中央製乳株式会社 代表取締役 荻野 誠② 日本オペレーター株式会社 代表取締役 伊藤隆一郎③ 株式会社丸八製菓 代表取締役 鈴木康之⑭ 株式会社明輝クリーナー 代表取締役 小島孝信③ 山田正利③
-----	-----	--	---	--

第5区	31名	株式会社荒木石油店 代表取締役 荒木暢彦⑩ 河合恵元② 株式会社シミズ 代表取締役 川口和樹⑨ 株式会社大仙 代表取締役 鈴木健嗣⑫ 豊橋ヤナセ株式会社 代表取締役 野崎誠三⑫ 袴田雄司① 藤産業株式会社 代表取締役 藤井聡暢④ 藤野泰史③ 豊英株式会社 代表取締役 名倉喜英⑦ 山平夏目産業株式会社 代表取締役 夏目憲永⑫ 山本浩之⑤	株式会社イトコー 代表取締役 伊藤博昭⑦ 光洋スプリング工業株式会社 代表取締役 清水達也⑪ 杉山寿夫⑥ 瀧川紀幸③ 鳥山健太郎② 浜島豊博② 藤田修一郎① フルドーザー整備株式会社 代表取締役 森 太郎⑥ マルシメ株式会社 代表取締役 大熊康丈⑤ 山本和正⑨	株式会社香月堂 代表取締役 大岩孝彰⑦ 株式会社サハラ 代表取締役 佐原啓之⑨ 関谷醸造株式会社 代表取締役 関谷 健⑧ 東海C S 株式会社 代表取締役 河合則子⑨ 中村土建株式会社 代表取締役 中村彰浩⑫ 原田幹也① 株式会社フジ電材 代表取締役 高畑直司⑩ ベストパートナー株式会社 代表取締役 中西孝友⑤ 谷中俊之⑨ 山本製粉株式会社 代表取締役 山本忠男⑩
-----	-----	--	---	--

総代の属性別構成比



※年代別の構成比は、法人代表者、個人事業主、個人に限ります。
※業種別の構成比は、法人、法人代表者、個人事業主に限ります。

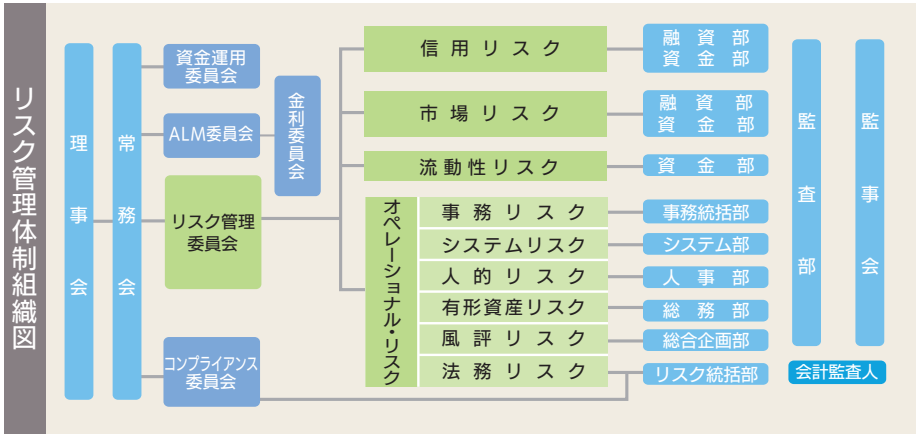


（令和8年6月17日現在）

リスク管理態勢

金融機関を取り巻く環境の変化に伴い、リスクも複雑・多様化し、金庫経営におけるリスク管理の重要性が増しています。当金庫はこのような状況認識のもと、適切なリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「統合的リスク管理」を基本として、常務会のもとに「リスク管理委員会」を設置し、各リスク管理に関する事項について協議・検討を行い運営しています。当金庫は、リスク管理態勢の整備・強化に取組み、地域の皆様から信頼される金融機関として、地域社会とともに発展していくために、安定した経営と健全な財務内容の維持向上に努めています。

なお、統合的リスク管理とは、自己資本比率の算定に含まれない与信集中リスク、金利リスクなども含めて、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等、それぞれのリスクカテゴリーごとに評価したリスクを総体的に捉え、リスク量を自己資本額の一定水準にコントロールするなど、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。



対象リスク	具体的な内容
信用リスク	「ご融資した資金が、財務内容等の悪化により当初の約定どおり返済されなくなり損失を被るリスク」をいいます。当金庫では、(一社)しんきん共同センターの融資統合システムの信用格付・自己査定支援システムを適用して、信用格付を適宜実施し、常に与信先の実態把握に努めるなど信用リスク管理に万全を期しています。また、監査部「資産査定課」による資産査定結果を審査・管理に反映させているほか、融資部内に「経営支援課」を設けて、中小企業診断士などの専門的な知識を持った職員を配置し、経営アドバイス等を通じた支援体制を構築し、与信の健全化に努めています。一方、適切な与信構造の構築のために、ポートフォリオ管理を行い、与信集中リスクの回避などにも努めています。
市場リスク	「金利、為替・株式相場等の変動により、保有資産の価値が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫では、金利のミスマッチや価格変動リスクを極力回避するため、長期固定金利型運用や特定商品への偏った投資を抑制しており、為替リスクも回避する慎重な運用を行っています。また、各種金利については、毎週開催する金利委員会で金融市場動向などを分析・検討のうえ決定し、金利変動に迅速に対応しています。
流動性リスク	「市場の混乱や予期せぬ資金流出で資金繰りが悪化する場合や、通常より著しく高い金利で資金の調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」をいいます。当金庫では、国債、地方債などの市場流動性の高い有価証券を保有することを心掛けるとともに、突発的な現金需要にも十分に対応できるよう、余裕を持った資金繰りに努めて、流動性リスクの回避などに努めています。
オペレーショナル・リスク	「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象に起因する損失に係るリスク」をいいます。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、法務リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考えて管理しています。
事務リスク	当金庫では、事務水準の向上を図るため、各種事務規程の見直しを含めた整備を行っています。各種事務規程に基づき、監査部・事務統括部が営業店に対して臨店監査・指導を実施する一方、営業店においても店内検査を定期的に行うなど、事故等の未然防止に向け万全の体制をとっています。
システムリスク	当金庫では、データファイル、ネットワークシステム、サーバ等の使用、操作および維持管理・廃棄等を含むシステムの運用について、システムリスク管理者の管理のもと適正に実施し、情報資産の安全な保護を図るとともに、サイバー攻撃による脅威にも対応するため、セキュリティ管理体制・対策の強化に取り組んでいます。また、情報システムの障害やサイバーインシデント発生を想定した訓練を行い、危機管理体制の確認・見直しを継続しています。

業務継続体制

大規模災害やシステム障害等の発生により、当金庫の業務継続が困難となる危機において、お客様・役職員の安全確保および二次災害(被害拡大)の防止に努め、想定されるそれぞれの危機に対応するためのマニュアル等を制定しております。さらに、その実効性を向上させるために定期的な訓練を実施し、災害への対応力強化に努めております。

また、地震発生や新型感染症等の流行時に、果たすべき役割を円滑に遂行するための「業務継続基本計画」を制定するなど、業務継続体制の整備に取り組んでおります。

不良債権の状況

信用金庫法開示債権の保全・引当状況

信用金庫法開示債権(以下、不良債権)は、総貸出金に債務保証見返、未収利息等を加えた総与信を対象としております。令和8年3月末の不良債権は総額135億59百万円、不良債権比率は3.01%となり、低い水準を維持しております。

●不良債権残高

(単位:百万円)		
	令和6年度末	令和7年度末
不良債権額	11,883	13,559
不良債権比率	2.67%	3.01%

不良債権総額に対して、担保・保証等による回収見込金額は、84億32百万円で、貸倒引当金は28億円を積んでいます。保全額の合計額は112億32百万円で、保全率は82.84%となっています。なお、保全されていない23億26百万円に対しては、会員勘定の特別積立金が609億円ありますことから、将来への備えは万全と言えます。

●信用金庫法開示債権の保全・引当状況

		令和6年度						令和7年度					
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		926	926	863	63	100.00	100.00	808	808	762	45	100.00	100.00
危険債権		10,834	9,015	6,480	2,535	83.20	58.22	11,581	9,486	6,741	2,744	81.91	56.72
要管理債権		121	116	115	1	95.73	21.05	1,169	937	927	9	80.16	3.92
	三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	121	116	115	1	95.73	21.05	1,169	937	927	9	80.16	3.92
小計 (A)		11,883	10,059	7,459	2,599	84.64	58.76	13,559	11,232	8,432	2,800	82.84	54.62
正常債権 (B)		431,684						436,904					
総与信残高 (A)+(B)		443,568						450,463					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息および仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借または質貸借契約によるものに限る。)です。

コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス（法令等遵守）」とは、日常業務を遂行するうえで関わってくる数多くの法令をはじめ、社会的規範にいたるまであらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫では、お客様より一層信頼される金融機関となるため、内部管理基本方針においてコンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「信用金庫行動綱領」、当金庫役職員としての条件と心構えを定めた「行動規範」、役職員が遵守すべき法令等の解説や違法行為を発見した場合の対処方法等を定めた「コンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を策定・実行することにより、役職員一人ひとりの倫理の高揚、法令等遵守意識の向上に努めています。

コンプライアンス体制

●理事会・常務会

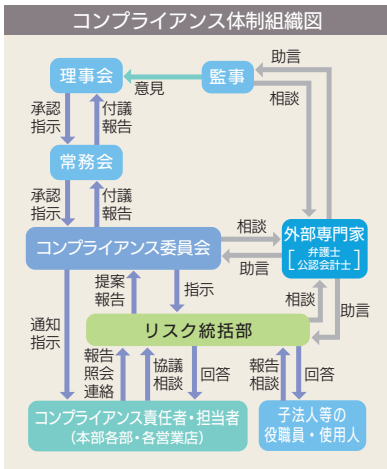
理事会・常務会は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況等についての報告を受け、必要な措置の検討・指示等を行っています。

●コンプライアンス委員会

理事長を委員長とし、役員・部長で構成される「コンプライアンス委員会」を定期的開催のうえ、コンプライアンス態勢の整備・推進に関する事項について総合的な立場から確認・協議等を行っています。

●コンプライアンス統括部署・責任者・担当者

「リスク統括部」を統括部署とし、コンプライアンスに関する報告・相談を受けるほか、日常の営業活動における法令等の遵守状況の確認やリーガルチェック等を行っています。また、本部および各営業店に「コンプライアンス責任者」（本部各部長・各営業店長）・「コンプライアンス担当者」（責任者の次位の職位の者）を配置し、統括部署との連携を図っています。



マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等対策の管理態勢

当金庫では、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与ならびに拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与等」という。）の防止に向けた国際的な要請の高まりを受け、マネロン・テロ資金供与等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。具体的には、以下の基本方針のもと、マネロン・テロ資金供与等の責任者および統括部署を定め、関係各部署と連携し、当金庫が直面するリスクの特定・評価を行い、リスクに応じた低減措置を講じるなど、金融犯罪の防止に努めています。

●マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等対策に係る基本方針

当金庫は、マネー・ローndリング、テロ資金供与、制裁違反および拡散金融（以下「マネロン・テロ資金供与等」といいます。）対策を経営の最重要課題のひとつとして位置づけるとともに、関係法令等を遵守し、実効的な管理態勢の整備に努めます。	
①組織態勢 当金庫は、経営陣が主導性を発揮し、マネロン・テロ資金供与等対策に係る態勢の整備および方針・規程・計画等の立案・推進ならびにリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを実施します。また、マネロン・テロ資金供与等対策に関する責任者および統括部署を定め、専門性を有する人材の配置および必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築し、一元的な組織態勢を構築します。なお、当金庫グループにおけるマネロン・テロ資金供与等対策については、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。	といいます。）を実施し、お客様の属性に則した適切な管理を行います。なお、当金庫がお客様または取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合は、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めて、確認・調査を行います。また、お取引時確認および追加の確認・調査等について、お客様の理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。
②適切なリスク管理 当金庫は、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）および当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、直面するマネロン・テロ資金供与等リスクを特定し、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性ならびに取引量・影響の発生率・影響度等の観点からリスクを評価し、リスクに応じた低減措置を講じる等、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。また、リスクの特定・評価および低減措置について、定期的または新たな商品・サービスの提供に際しその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。なお、業務提携等を行って新たな商品・サービスをお客様に提供する場合に、提携先のマネロン・テロ資金供与等対策の状況について十分に確認します。	③疑わしい取引の届出 当金庫は、取引モニタリングシステムにより適切な取引モニタリング・フィルタリングを実施し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢を整備します。また、取引モニタリングシステムによる検知、営業店からの報告、捜査機関等からの照会、お客様の申し出等により検知した疑わしい取引について、適時適切な措置を実施する態勢を整備し、関係法令に基づき、速やかに当局に届出を行います。 ④経済制裁および資産凍結 取引フィルタリングシステム等により制裁対象者等との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、国内外の規制等に基づき、制裁対象者等との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施いたします。 ⑤役職員の研修 当金庫は、マネロン・テロ資金供与等対策に関わる全ての役職員に対して継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。 ⑥有効性の検証 当金庫は、マネロン・テロ資金供与等対策について、統括部署等による検証に加え、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
③お客様への対応方針 当金庫は、お客様と新規取引を開始する場合やお客様との取引内容に変更があった場合、またはお客様の情報等に変更があった場合に関係法令等に基づいたご本人確認やお取引目的の確認（以下「お取引時確認」	

反社会的勢力への対応

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に努めております。

●反社会的勢力に対する基本方針

私ども豊橋信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。
1. 当金庫は、反社会的勢力による取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または営業企画部で受け付けています。

- ①苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ②事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。お客様からの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情等は、営業店（電話番号は本編32ページ参照）または営業企画部にお申し出ください。

	連絡先	受付媒体	受付時間
豊橋信用金庫 営業企画部	〒440-8603 豊橋市小畷町579番地 フリーダイヤル 0120-167-091 FAX 0532-56-1870 E-mail : soudan@toyo-shin.co.jp	電話・手紙・面談 FAX・E-mail	平日 9:00～17:30 （信用金庫営業日）

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記営業企画部にご相談ください。

	連絡先	受付媒体	受付時間
全国しんきん相談所 ＜一般社団法人全国信用金庫協会＞	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL 03-3517-5825	電話・手紙・面談	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00

- ⑤東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）、愛知県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、営業企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	住所	TEL	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始除く） 10:00～16:00
愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター	〒444-0804 岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-10	0564-54-9449	月～金（祝日・年末年始除く） 10:00～16:00
東京弁護士会紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～16:00
第一東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日・年末年始除く） 10:00～12:00 13:00～16:00
第二東京弁護士会仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30～12:00 13:00～17:00

- ⑥東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業企画部」にお尋ねください。

金融円滑化への対応

地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、「地域金融円滑化の基本方針」に基づき、地域金融円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。詳細については、当金庫ホームページ（<https://www.toyo-shin.co.jp>）で公表しています。

●金融円滑化相談窓口の設置

中小企業や個人事業主のお客様からの「資金繰り」および「ご返済条件の見直し」や住宅ローンをご利用中のお客様から「ご返済条件の見直し」などのご相談にお応えするため、全店、お客様相談所に相談窓口を設置しています。

	受付時間		連絡先	営業時間
営業店	平日 9:00～15:00	お客様相談所	〒440-0888 豊橋市駅前大通一丁目6番地 TEL 0532-52-0175	平日 9:00～17:30 土・日・祝 9:00～17:00 定休日 水曜日

●本部の苦情相談窓口の設置

営業店等の対応への苦情や条件変更等のご相談については、本部にフリーダイヤル、メールアドレスを設置しています。

	連絡先	受付媒体	受付時間
豊橋信用金庫 営業企画部	〒440-8603 豊橋市小畷町579番地 フリーダイヤル 0120-160-321 FAX 0532-56-1870 E-mail : enkatsuka@toyo-shin.co.jp	電話・手紙・面談 FAX・E-mail	平日 9:00～17:30 （信用金庫営業日）

Toyohashi Thinking 32